

〔資料〕

東北六県のゴルフ場に対する「開発指導要綱」 およびその他の指導要綱の状況について（1）

（福島県・山形県）

神 戸 秀 彦

私は、福島大学行政社会学部の他の3名（吉岡・中井の各氏、米丸氏＝当時、現鹿児島大学）と共に、91年10月から92年9月まで、東北六県（青森・岩手・秋田・山形・宮城・福島の各県）のゴルフ場開発問題について共同で調査・研究を行った⁽¹⁾が、調査・研究の狙いは、次のような点にあった。

87年制定のいわゆる「リゾート法」（総合保養地域整備法）が一つの契機となって、80年代後半から、全国的にゴルフ場開発が激化し、余りに無秩序な開発が行われたために、深刻な土地の乱売や環境破壊、会員権紛争、さらには行政を巻き込んだ汚職が頻発した。そこで、これらの問題に対応するために、都道府県は、「ゴルフ場開発」問題についての特別の行政指導を行う必要性に迫られ、「指導要綱」（名称は自治体ごとに様々だが）を制定または改定する。一方、国は、開発に関連する個別法規は別として、ゴルフ場開発についての特別の規制には着手せず、90年頃から農薬・環境影響評価等の行政通達⁽²⁾を都道府県に出したものの、基本的には各都道府県に行政指導の責任を任せるという態度を取っていた。このような状況のもとで、我々は、ゴルフ場開発に対する法規制の分析を行うためには、まず都道府県を中心とした地方自治体の動向に着目しなければならないと考えた。

そこで、具体的には東北六県に狙いを定め、各県庁のゴルフ場開発問題の所轄課を直接訪問し、担当係から直接説明を受けると同時に、各種の資料を入手したわけであるが、現在なお、立ち入った分析を加える余裕もない。したがって、以下において、さしあたり上の調査の際に入手した資料を、各県ごとに掲げるに留めることとし、今回は福島県と山形県について紹介する。そして、いずれ機会があれば、他県のものも含めて本格的な分析を試みたいと考えている。ただし、東北地方には、全国平均との比較では、ゴルフ場の数が余り多くない県もあり、特に「ゴルフ場開発」に対する指導要綱を定めず、「大規模土地取引指導要綱」の一環として取り扱っている県もある。今回紹介する福島県と山形県は、ゴルフ場開発問題固有の「ゴルフ場開発指導要綱」を持っていると共に、「環境影響評価指導要綱」と「農薬使用指導要綱」を持っている点が特徴であろう。

なお、若干付言すると、我々が調査研究を行い始めたこの時期には、一方で、既にいわゆる「バブル経済」の崩壊が進行し、92年頃には決定的となると同時に、他方で、各地の住民運動も活発化した結果、相当数のゴルフ場計画が中止・頓挫するに至っている⁽³⁾。しかしなお、かなり多数の開発が継続されているし、これら「指導要綱」がどのように運用され、またどのように評価され

るべきかについては、これから解明されていく部分が多いと思われる。ちなみに、国の立法動向であるが、ゴルフ場開発に対する特別の規制としては、92年5月にゴルフ会員権の取扱いを中心に定めた「ゴルフ会員契約等適正化法」が制定されたに留まっているのが現状である。ただし、福島県の要綱などは、同法の影響により、逆に規制の緩い方向に改定せざるをえなくなった(93年7月)ことを付言しておく。

以下において掲げるのは、次の通りであるが、あらかじめ2点ことわっておく。第1に、環境影響評価指導要綱」は、環境影響を評価する技術的事項を定める「技術指針」の部分を含むが、全部掲載すると余りに大部になるため、そのうちの「一般的事項」に限り、その余は除かせて頂く。第2に、「ゴルフ場開発指導要綱」には、各種の申請書類等の書式が定められているが、これも除かせて頂く。

〈福島県〉

- ・「福島県ゴルフ場開発指導要綱」ほか
- ・「福島県環境影響評価要綱」ほか
- ・「福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」

〈山形県〉

- ・「山形県ゴルフ場開発指導要綱」ほか
- ・「山形県環境影響評価指導要綱」ほか
- ・「山形県ゴルフ場農薬安全使用に関する指導要綱」

(注1) 本研究・調査は、91年度の日本生命財団の研究助成(テーマ:「ゴルフ場開発に関する法的規制及び紛争の実証的研究—東北地方を中心として」)を受けている。

(2) 農薬関係では、農水省農蚕園芸局長通達「ゴルフ場における農薬使用の適正化について」(90年7月)とともに、環境庁水質保全局通達「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係わる暫定指導指針について」(90年5月)・同「ゴルフ場使用農薬に係わる暫定指導指針の改定について」(91年7月)、厚生省生活衛生局水道環境部通達「暫定水質目標」(90年5月およびその改訂=91年7月)がある。環境アセスメント関係では、環境庁企画調整局通達「ゴルフ場建設及び運営に係わる環境配慮指針」がある。

(3) やや古いのが、92年5月1日時点のゴルフ場の数自体の全国一覧は次頁のとおりである。

全国のゴルフ場の開発状況

福島県調べ 1992年5月1日 現在

	既 設			造 成 中						手 続 中						都道府県面積に占める割合 (%)			
	箇所数	ホール数	面積	新 設			増 設			新 設			増 設			既設	造成	手続	計
				箇所数	ホール数	面積	箇所数	ホール数	面積	箇所数	ホール数	面積	箇所数	ホール数	面積				
北海道	132	2,749	14,309	47	994	6,985	7	108	770	60	1,287	10,698	4	45	479	0.18	0.10	0.14	0.42
青 森	13	226	1,183	1	36	174										0.12	0.02		0.14
岩 手	20	405	1,973	5	117	726	2	18	128	6	144	1,055	1	9	40	0.13	0.06	0.07	0.26
宮 城	33	630	3,249	6	99	647	1	9	133	8	144	1,206	0	0	0	0.45	0.10	0.17	0.72
秋 田	12	207	987	2	54	230				18	378	3,250	1	9	42	0.09	0.02	0.28	0.39
山 形	11	162	718	3	54	416	1	9	20	26	522	4,215	2	18	177	0.08	0.05	0.47	0.60
福 島	49	972	5,203	18	414	2,683				84	1,656	12,735	1	9	52	0.38	0.20	0.92	1.50
茨 城	98	2,038	10,055	20	405	2,123	3	27	117	5	64	430				1.60	0.30	0.07	1.97
栃 木	100	2,242	9,900	30	558	3,050	4	36	250	30	549	2,900	4	54	200	1.54	0.51	0.49	2.54
群 馬	58	1,254	6,280	17	306	1,886	2	27	161	53	990	7,133	3	27	129	0.99	0.32	1.14	2.45
埼 玉	65	1,411	5,795	19	354	2,111	2	27	141	6	108	663	1	9	50	1.53	0.59	0.19	2.31
千 葉	122	2,529	11,254	31	603	3,140	3	9	166	87	1,666		10	108		2.18	0.64		2.82
東 京	22	423	1,545													0.70			0.70
神 奈 川	52	1,152	4,667													1.94			1.94
新 潟	35	702	3,658	8	144	953	1	9	46	17	342	2,188				0.29	0.01	0.17	0.54
富 山	11	279	1,454	6	99	794										0.35	0.18		0.53
石 川	16	441	2,437	10	244	2,021				11	243	2,102	2	18	0	0.58	0.48	0.51	1.57
福 井	9	216	1,219	2	36	237				4	72	690				0.29	0.06	0.14	0.49
山 梨	29	603	3,342	12	216	1,405				10	180	1,087				0.74	0.31	0.24	1.30
長 野	62	1,308	6,498	4	72	632	2	18	83	26	477	3,291	3	27	158	0.48	0.05	0.25	0.78
岐 阜	72	1,503	8,420	10	180	1,197				31	567	4,241	5	36	275	0.79	0.11	0.40	1.30
静 岡	85	1,809	8,804	3	54	509	1	9	49	4	72	373	2	18	95	1.13	0.05	0.09	1.27
愛 知	49	981	4,780	6	108	734	2	15	22	8	163	1,178				0.93	0.15	0.23	1.31
三 重	55	1,201	6,607	13	306	2,204	6	54	237	43	844	6,372	1	9	44	1.10	0.40	1.10	2.60
滋 賀	34	738	3,522	2	36	280	2	18	102	6	126	793	3	36	181	0.88	0.01	0.24	1.13
京 都	30	648	3,167	1	18	114	1	18	87	8	171	1,342				0.69	0.04	0.29	1.02
大 阪	43	864	3,005				1	0	16	3	54	336				1.59	0.01	0.18	1.77
兵 庫	130	2,655	15,269	25	486	3,207	3	27	206	70	1,305	10,467	9	90	693	1.82	0.41	1.33	3.66
奈 良	28	521	2,910	2	36	221				11	207	1,351	3	27	156	0.79	0.06	0.37	1.21
和 歌 山	21	405	1,651	4	63	431				26	605	4,251	4	38	296	0.34	0.09	0.95	1.39
鳥 取	13	234	1,428	3	45	212				8	144	1,194				0.41	0.06	0.34	0.81
島 根	7	135	575	1	18	122				9	162	1,314				0.09	0.01	0.20	0.30
岡 山	41	773	4,415	9	162	1,252	1	9	33	28	640	4,345	8	63	375	0.62	0.18	0.66	1.46
広 島	41	774	3,780	10	207	1,455				4	108	792				0.45	0.17	0.10	0.72
山 口	34	660	3,363	1	18	79	1	18	117	56	1,799	9,103	1	18	108	0.66	0.03	1.51	2.09
徳 島	10	180	884	3	72	501				4	72	495				0.21	0.12	0.12	0.45
香 川	17	333	1,490	2	36	221				27	492	3,723	3	27	68	0.79	0.12	2.01	2.92
愛 媛	22	387	2,015	1	18	143				1	18	157				0.36	0.03	0.03	0.42
高 知	11	207	1,035	1	18	134	1	9	60	14	288	2,695				0.15	0.03	0.38	0.56
福 岡	58	1,017	4,660	4	81	627				6	99	691	1	9	61	0.94	0.11	0.15	1.20
佐 賀	13	216	895	1	18	106	1	9	62	15	261	1,880	1	9	52	0.37	0.07	0.79	1.23
長 崎	24	369	1,455	4	57	356	1	9	34	25	429	2,806	2	24	124	0.36	0.09	0.69	1.14
熊 本	29	567	2,985	14	261	1,803				19	414	2,336	6	54	191	0.40	0.24	0.34	0.98
大 分	25	459	1,779							28	504	4,421	3	27	198	0.28		0.73	1.01
宮 崎	20	360	1,952	8	144	868	1	9	63	7	126	880				0.25	0.12	0.11	0.48
鹿 児 島	26	504	2,617	11	198	1,398	1	9	61	16	315	2,498	1	9	76	0.28	0.16	0.28	0.72
沖 縄	30	496	1,404	8	129	696	1	9	49	21	315	1,534	1	9	38	0.62	0.31	0.69	1.62
計	1,891	38,944	190,59	387	7,574	48,883	52	519	3,193	948	18,802	125,11	86	836	4,358	0.51	0.14	0.35	1.00

〈福島県〉**福島県ゴルフ場開発指導要綱****1 目的**

この要綱は、ゴルフ場（ホール数が9以上のものをいう。以下同じ。）の開発についての必要な事項を定めることにより、適正なゴルフ場の開発を誘導し、合理的な土地利用並びに自然環境の保全及び災害の防止を図り、もって県土の均衡ある発展に資することを目的とする。

2 事業者の責務

- (1) ゴルフ場開発事業（ゴルフ場の用に供する目的で行う一団の土地の区画又は形質の変更に関する事業をいい、増設を含む。以下同じ。）を実施しようとする者（以下「事業者」という。）は、ゴルフ場開発事業の実施に当たり、この要綱を遵守するものとする。
- (2) 事業者は、ゴルフ場開発事業の実施に当たっては、地域住民の理解が十分得られるよう努めるものとする。

3 ゴルフ場の開発の基準

- (1) 1市町村におけるゴルフ場の面積の累計は、当該市町村の面積のおおむね3%を限度とする。
- (2) ゴルフ場開発事業の計画は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - ア 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定に基づき定められた市町村計画（以下「市町村計画」という。）に適合し、かつ、県及び市町村の土地利用に関する計画（市町村計画を除く。）との調整が図られるものであること。
 - イ 地域住民の意向に合致し、市町村長が積極的に推進するものであること。
 - ウ 周辺の地域住民の生活環境に支障を及ぼさないものであること。
 - エ 自然環境の改変を最小限にとどめるものであること。
 - オ がけ崩れ、土砂の流出、地すべり、その他の災害の防止措置が講じられるものであること。
 - カ 飲料水、農業用水等の確保に影響を及ぼさないものであること。
 - キ 国又は地方公共団体等が行う事業に支障を及ぼさないものであること。
 - ク 確実に実施される見込みがあると認められるものであること。
 - ケ 開発の対象となる区域（以下「開発区域」という。）には、原則として別表に掲げる地域、区域等を含まないこと。

4 事前協議

事業者は、ゴルフ場開発事業に係る法令等の規定に基づく許可若しくは認可の申請又は届出等を行う前に、当該ゴルフ場開発事業の実施について、あらかじめ知事に協議するものとする。

5 事前協議書の提出

4の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、事前協議書（別記様式）を開発区域が含まれる土地の所在する市町村の長（以下「関係市町村長」という。）を経由し知事に提出して行うものとする。この場合において、当該事前協議書は、当該ゴルフ場開発事業が3の(2)に掲げる要件及び次に掲げる要件を満たすことを明らかにするものでなければならない。

(1) 利害関係者の同意

関係区域に係る地権者及び総面積のそれぞれ90パーセント以上の同意並びに影響が予想される開発区域の区長、下流水利権者、漁業権者その他の関係市町村長が指定する利害関係者の同意を得ていること。

(2) 資金計画

ゴルフ場開発事業の資金計画は、自己資金、融資、立替工事等により確保されるものであること。

(3) 工事完成等の誓約

事業者及び工事施行業者において、工事の完成、災害防止等に関し連帯して責務を負う旨の誓約がなされていること。

6 協議準備書

- (1) 事業者は、事前協議書の提出前に、関係市町村長に対し別に定める協議準備書を提出するものとする。
- (2) 事業者は、地権者等関係権利者（以下「関係権利者」という。）と交渉を行う場合は、(1)の協議準備書の提出後、関係市町村長の指導に従い行うものとする。
- (3) 事業者は、関係権利者及び関係市町村長が指定する当該ゴルフ場開発事業により影響を受ける住民（以下「関係住民」という。）への説明会の開催等により地域における合意の形成に努めるものとし、5の(1)の利害関係者の同意の状況及び関係住民の意向を関係市町村長に定期的に報告するものとする。

7 市町村長の意見

事前協議書の提出を受けた関係市町村長は、ゴルフ場開発事業に同意できる場合には、意見を付して当該事前協議書を知事に送付するものとする。この場合において、関係市町村長は、当該ゴルフ場開発事業が隣接市町村の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該隣接市町村の長の意見書を添付するものとする。

8 結果の通知

知事は、関係市町村長から事前協議書の送付を受けたときは、3のゴルフ場の開発の基準及び当該関係市町村長等の意見に基づき審査を行い、その結果を当該関係市町村長を経由して、事業者に通知するものとする。

9 協定の締結

事業者は、事前協議が調うまでの間に、関係市町村長又は関係住民と、ゴルフ場開発事業の施行、事業完了後の施設の管理運営その他必要な事項について協定を締結するも

のとする。

10 環境影響評価の実施

事業者は、ゴルフ場開発事業を実施するに当たり、福島県環境影響評価要綱（平成3年福島県告示第508号）の規定により、環境影響評価を行うこととされている場合においては、事前協議が調うまでの間に当該環境影響評価を行うものとする。

11 再協議

事業者は、別に定める場合を除き、8の規定による通知の日から起算して2年以内にゴルフ場開発事業の工事に着手できないときは、改めて事前協議を行うものとする。

12 ゴルフ場開発事業の承継

事前協議が調ったゴルフ場開発事業の承継は、別に定めるもののほか認めないものとする。

13 農薬の使用

- (1) 事業者は、農薬の使用を必要最小限にとどめるものとする。
- (2) 事業者は、農薬を使用する場合には、福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱（平成3年4月1日、3農改第143号、3薬第420号、3環衛第186号、3公害第114号、農政部長、保健環境部長通知）を遵守するものとする。

14 ゴルフ会員権の募集時期

ゴルフ会員権の募集は、ゴルフ場開発事業の工事の完了後に行うものとする。

15 勧告及び公表

- (1) 知事及び関係市町村長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言を行うことができるものとする。
- (2) 知事は、この要綱の規定に違反した者があるとき又は(1)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その内容を公表することができるものとする。

16 特例

事業者は、市町村長が土地利用の増進、雇用機会の拡大その他地域の振興又は発展に著しく寄与するものとして特に認める場合には、3の(1)の基準にかかわらず、事前協議を行うことができるものとする。

17 実施要領

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年6月20日から施行する。
- 2 3の規定は、この要綱の施行の日前において、ゴルフ場開発事業に係る土地の取引きについて、福島県大規模土地取引事前指導要綱（昭和58年3月18日付け58土調第197号副知事依命通達。）第5条の規定による知事の指導、助言等が行われている場合又は、同要綱第3条の大規模土地取引事前指導申出書を知事に提出している場合は、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年6月1日から施行する。ただし、環境影響評価の実施に係る改正規定は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 改正後のゴルフ場開発指導要綱（以下「新要綱」という。）の3の(2)のア及びイ、5の(1)、9並びに14の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市町村長が受理した事前協議書に係るゴルフ場開発事業について適用し、施行日前に市町村長が受理した事前協議書に係るゴルフ場開発事業については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の10の規定は、平成3年7月1日以降に市町村長が受理した事前協議書に係るゴルフ場開発事業について適用する。

※「14 ゴルフ会員権の募集時期」は、その後、93年7月に、国の「ゴルフ場会員契約等適正化法」の制定の影響により、場合により工事の完了前でも募集が可能ないように改められた（編者・注）。

別 表

- | | |
|---|--|
| 1 | 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条及び福島県立自然公園条例（昭和33年福島県条例第23号）第5条に基づく自然公園の区域。 |
| 2 | 福島県自然環境保全条例（昭和47年福島県条例第55号）第12条に基づく自然環境保全地域又は第20条に基づく緑地環境保全地域。 |
| 3 | 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定する農用地区域の設定区域。 |
| 4 | 森林法（昭和26年法律第249号）第25条に規定する保安林の指定森林若しくは同法第29条に規定する保安林予定森林又は同法第41条に規定する保安施設地区、若しくは保安施設地区予定地。 |
| 5 | 鳥獣保護及び狩猟に関する法律（大正7年法律32号）第8条の8に規定する特別保護区の指定区域。 |
| 6 | 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定した土地。 |
| 7 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定する急傾斜崩壊 |

防止区域。

- 8 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に規定する海岸保全区域の指定区域。
- 9 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に規定する地すべり防止区域。
- 10 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定めた風致地区。
- 11 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条に規定する史跡名勝天然記念物の指定地区及び文化財保護上保存すべき地域。
- 12 その他法令等の根拠に基づき、一定の利用を促進し、又は禁止している計画や規制制度内の区域。

福島県ゴルフ場開発指導要綱に係る 実施要領

福島県ゴルフ場開発指導要綱（平成元年6月19日、元土調第407号副知事依命通達。以下「要綱」という。）17の規定により、この要領を定める。

1 ゴルフ場面積の累計について

要綱3の(1)の「ゴルフ場の面積の累計」は、既に営業しているもの（既設）、許認可等を受け造成中のもの（造成中）、個別法及び福島県大規模土地取引事前指導要綱に基づく手続きを終了しているが未着工のもの並びにそれらの手続き中のもの（計画中）の合計の面積に新たに事前協議する面積を加えて算出する。

2 ゴルフ場開発の要件について

要綱3の(2)に掲げた要件の具体的内容は次のとおりとする。

- (1) アは、市町村計画に具体的に位置付けられており、かつ、下記に示す計画等との調整が図られるものであること。
 - ① 基本構想（地方自治法第2条第5項）
 - ② 福島県土地利用基本計画（国土利用計画法第9条）
 - ③ 法令の規定に基づかないが、対外的に公表されている土地利用に関する計画（構想等を含む。）
- (2) ウの周辺地域住民の生活環境への支障とは、下記に示すようなものである。
 - ① 工事中における騒音、振動、粉塵等の障害
 - ② 生活用水や汚水及び廃棄物の処理等の問題
- (3) カは、水源地との関係及び地下水を汲み上げることによる影響並びに農業散布の影響による飲料水の汚染等についての対応策が適切なものであること。
- (4) キは、国、県、市町村等が行う土地改良事業、林道開設事業、造林事業等の農林関係公共事業を完了した区域又は施行中の区域並びにそれ以外で国、県、市町村等の公的機関が行う公共事業の施行計画区域が原則として開発事業区域に含まれていないものであること。
- (5) クは、会社概要、事業者の信用度、資金計画、関係権利者の同意状況等から判断して、事業の実現の確実性があること。

また、ゴルフ場開発事業の実施について、法令等による許認可等を要する場合は、当該許認可等の見込み

があること。

3 事前協議について

要綱4の「法令等の規定に基づく許可若しくは認可の申請又は届出等」とは、別表に掲げる許認可等のことをいう。なお、これらの許認可等において事前審査制度のあるものについては、この要綱の規定に基づく事前協議と並行して行うこと。

また、事前審査制度のないものにあっても、関係機関と十分に協議すること。

4 事前協議書の提出について

(1) 事前協議書

要綱5の事前協議書は、正本1部、副本2部とし、当該事業に係る土地の所在する市町村で受け付ける。なお、当該事業が2以上の市町村にまたがるときは、開発予定区域の中で最も多くの面積を占める市町村が正本1部、副本2部を受け、その他の市町村はそれぞれ副本1部を受け付ける。

(2) 地権者の同意

地権者総数は実人員で算出する。また、共有地における同意の面積は、共有地全体の面積に同意者に係る持ち分割合を乗じたものによって算出する。

(3) 工事誓約書について

事前協議書の提出時に工事施行業者が決定していない場合には、工事誓約書に代え理由書を添付して事前協議書を提出することもやむを得ないものとする。

ただし、この場合においても、要綱8の結果の通知までに必ず提出するものとする。

5 協議準備書について

要綱6の協議準備書は、事前協議書に準じた様式で、市町村長宛に提出するものとする。

6 協定の締結について

事業者は、要綱9の規定に基づき協定を締結した場合は、その写しを知事に提出するものとする。

7 結果の通知の有効期間について

- (1) 要綱11の再協議をしない場合には、事業廃止届（様式1号）を市町村長を経由して知事に提出するものとする。

(2) 要綱11の「2年以内にゴルフ場開発事業の工事に着手できないとき」であっても、次の要件を満たしている場合には、期間の延長を認めるものとする。

なお、期間の延長は2年以内とする。

- ① 全ての許認可等を受けており、着手準備中であること。
- ② 許認可申請等が既になされており、審査中であること。
- ③ その他知事が特に認める合理的な理由があること。

8 開発事業の承継について

要綱12の「開発事業の承継」については、相続、法人の合併以外の承継は認めないものとする。

9 工事着手(完了)届について

事業者は、ゴルフ場開発事業に着手又は当該事業が完了した場合は、速やかに工事着手(完了)届(様式2号)を市町村長を経由して知事に提出するものとする。

10 ゴルフ会員権の募集時期について

要綱14の「工事の完了後」とは、工事完了届が市町村長に受理されたときをいう。

11 ゴルフ場開発事業の変更及び廃止について

(1) 事前協議の内容に変更があった場合には、速やかにゴルフ場開発事業変更協議書(様式3号)を市町村長を経由して知事に提出するものとする。

ただし、結果の通知後にゴルフ場開発事業計画を変更する場合には、次の場合を除き改めて事前協議を行うものとする。

- ① 開発区域を縮小するもので、変更事由及び変更後の土地利用が適切であると知事が認める場合。
 - ② 開発区域を新たに拡大するものであっても、その内容が軽微であると知事が認める場合。
- (2) ゴルフ場開発事業を廃止する場合は事業廃止届を提出するものとする。

12 ゴルフ場開発事業の特例について

要綱16の特例規定で市町村長が特に認める場合の判断基準は、地方自治法に基づく基本構想又は市町村内部の合意形成がなされ対外的に公表されている地域振興計画等に具体的に位置付けられていること等である。

なお、市町村長は、特例を適用させようとする場合には、内協議書(様式4号)により事前に知事に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成元年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年6月1日から施行する。

別 表

- 1 国土利用計画法(土地に関する権利の移転等の届出)
- 2 福島県大規模土地取引事前指導要綱(大規模な土地取引に関する届出)
- 3 自然公園法(国立・国定公園内の行為の許可及び届出)
- 4 福島県立自然公園条例(県立自然公園内の行為の許可及び届出)
- 5 福島県自然環境保全条例
(自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内の行為の許可及び届出)
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産業廃棄物処理施設設置届出)
- 7 浄化槽法(浄化槽設置等の届出)
- 8 水道法(専用水道の確認)
- 9 墓地、埋葬等に関する法律(墓地経営許可)
- 10 大気汚染防止法(ばい煙発生施設・粉じん発生施設の設置届出)
- 11 水質汚濁防止法(特定施設の設置の届出)
- 12 騒音規制法(特定施設及び特定建設作業の設置・実施届出)
- 13 振動規制法(特定施設及び特定建設作業の設置・実施の届出)
- 14 農業振興地域の整備に関する法律
(農用地区域の除外(農用地利用計画の変更))
- 15 農地法(農地転用許可)
- 16 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
(鳥獣保護区特別保護地区内における工作物設置等許可)
- 17 森林法(林地開発許可)
- 18 " (保安林の解除)
- 19 都市計画法(開発許可)
- 20 風致地区内における建築等の規制に関する条例(行為の許可)
- 21 国有財産法(建設省所管国有財産の用途廃止、交換、寄付譲与)
- 22 道路法(私費工事の承認)
- 23 " (道路占用の許可)
- 24 河川法(河川管理者以外の者の施工する工事等の承認)
- 25 " (流水の占用の許可)
- 26 " (土地の占有許可)
- 27 " (工作物の新築等の許可)
- 28 " (土地の掘さく等の許可)
- 29 " (河川保全区域における行為の許可)
- 30 " (河川予定地における行為の許可)
- 31 福島県砂防指定地等管理規則(砂防指定地内行為の許可)
- 32 " (砂防設備の占有許可)

- 33 福島県砂防指定地等管理規則（土石の採取）
- 34 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊区域内行為の許可）
- 35 港湾法（港湾区域内の工事等の許可）
- 36 "（臨港地区内の行為の届出）
- 37 漁港法（漁港区域内の行為の許可）
- 38 宅地造成等規制法（宅地造成工事の許可）
- 39 建築基準法（建築確認）
- 40 文化財保護法・福島県文化財保護条例（史跡名勝天然記念物の現状変更許可）
- 41 文化財保護法（埋蔵文化財発掘の届出）
- 42 公有水面埋立法（公有水面埋立の免許）
- 43 地すべり等防止法（地すべり防止区域内行為の許可）
- 44 "（ぼた山崩壊防止区域内行為の許可）
- 45 海岸法（海岸保全区域の占用の許可）
- 46 "（海岸保全区域における行為の許可）
- 47 "（海岸管理者以外の者の施工する工事の承認）

福島県環境影響評価要綱

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 環境影響評価に関する手続等
 - 第一節 環境影響評価の実施（第五条—第十七条）
 - 第二節 対象事業の実施等（第十八条—第二十三条）
 - 第三節 福島県環境影響評価技術審査会（第二十三条）
- 第三章 雑則（第二十四条—第三十条）
- 附則

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この要綱は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施前にその事業に係る環境影響評価を行うことが公害の防止及び自然環境の保全（以下「環境の保全」という。）を図る上で極めて重要であることから、環境影響評価に関する手続その他所要の事項を定めることにより、環境影響評価が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に際して環境の保全について適正な配慮がなされることを期し、もって県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定 義）

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 対象事業 別表第一に掲げる事業をいう。
- 二 公 害 公害対策基本法（昭和四十二年法律第三十二号）第二条第一項に規定する公害（放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染によるものを除く。）をいう。
- 三 事業者 対象事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、当該委託をする者）をいう。

四 関係地域 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域として事業者があらかじめ知事と協議して定めた地域をいう。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、対象事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮をするため、その責任と負担において、この要綱に定める手続等を誠実に履行するものとする。

（県の責務）

第四条 県は、環境の保全を図るため、この要綱に定める手続等が適切かつ円滑に行われるように努めるものとする。

2 県は、この要綱の実施に当たっては、市町村と緊密な連携を保ち、その理解と協力を求めるものとする。

第二章 環境影響評価に関する手続等

第一節 環境影響評価の実施

（実施時期）

第五条 事業者は、別表第二の上欄に掲げる対象事業について同表の下欄に規定する時期までに環境影響評価に関する手続（次条の規定による準備書の作成から第十五条の規定による評価書の公告までの手続をいう。以下この条において同じ。）を行うものとする。ただし、同欄に掲げる行為のいずれをも要しない対象事業に係る環境影響評価に関する手続は、当該対象事業の工事の着手の前までに行うものとする。

（準備書の作成）

第六条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響（当該対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動に伴って生ずる影響を含む。以下同じ。）について、知事が別に定める技術指針に従って調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成するものとする。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 対象事業の名称、種類、目的及び内容
 - 三 調査の結果の概要
 - 四 対象事業の実施が環境に及ぼす影響の内容及び程度並びに環境の保全のための措置
 - 五 対象事業の実施が環境に及ぼす影響の評価
- 2 一又は二以上の事業者が相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、これらの対象事業について、併せて、前項の規定による調査等を行い、準備書を作成することができる。
- 3 二以上の事業者が一の対象事業又は相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合において、これらの事業者のうちから代表者を定めたときは、その代表者が、当該一又は二以上の対象事業について、併せて、第一項の規定による調査等を行い、準備書を作成するものとする。

(技術指針)

第七条 前条第一項の技術指針には、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために必要な調査等の項目及び技術的方法を定めるものとする。

2 知事は、前条第一項の技術指針を定め、又は改定しようとするときは、福島県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

(準備書の提出)

第八条 事業者（第六条第三項の規定により代表者が定められたときは、当該代表者。次条、第十条及び第十二条から第十七条までにおいて同じ。）は、第六条第一項の規定により準備書を作成したときは、当該準備書を知事及び関係地域を管轄する市町村の長（以下「関係市町村長」という。）に提出するものとする。

(準備書の公告及び縦覧)

第九条 事業者は、前条の規定により準備書を提出したときは、知事及び関係市町村長の協力を得て、当該準備書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該準備書を公告の日から一月間縦覧に供するものとする。

一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称及び種類

三 対象事業を実施しようとする区域

四 関係地域の範囲

五 縦覧の場所、期間及び時間

六 関係地域内に住所を有する者（以下「関係地域住民」という。）が準備書について意見書により環境の保全の見地からの意見を述べることができる旨並びに意見書の提出期間及び提出先

七 その他必要と認められる事項
(説明会の開催等)

第十条 事業者は、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の説明会（以下「説明会」という。）を開催するものとする。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催予定の日時及び場所を定め、知事及び関係市町村長に通知するとともに、これらを説明会の開催予定の日の一週間前までに関係地域住民に周知させるものとする。

3 事業者は、その責めに帰することのできない理由で前項の規定により周知させた説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条に規定する縦覧期間内に、準備書について、その概要を記載した書類の提供その他の適切な方法により、関係地域住民に周知させるものとする。

(関係地域住民の意見)

第十一条 関係地域住民は、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を述べることができる。

2 前項の意見は、第九条の規定による公告の日から同条

に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、意見書の提出により述べるものとする。

第十二条 事業者は、前条第二項に規定する期間を経過した後、知事及び関係市町村長に同条第一項の意見の概要（同項の意見が述べられないときは、その旨）を記載した書面を提出するものとする。

(知事の意見等)

第十三条 知事は、前条の規定による書面の提出を受けた日から三月以内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期限を付して、準備書について関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の規定により意見を述べようとする場合において、必要があると認めるときは、準備書について福島県環境影響評価技術審査会に環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

(評価書の作成及び提出)

第十四条 事業者は、前条第一項の規定により意見が述べられた後又は同項に規定する期間を経過した日以後、準備書の記載事項の内容について検討を加え、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に提出するものとする。

一 第六条第一項各号に掲げる事項

二 関係地域住民の意見の概要

三 知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

(評価書の公告及び縦覧)

第十五条 事業者は、前条の規定により評価書を提出したときは、知事及び関係市町村長の協力を得て、当該評価書を作成した旨及び第九条第一号から第五号までに掲げる事項を公告し、当該評価書を公告の日から一月間縦覧に供するものとする。

(準備書の変更等)

第十六条 第八条の規定による準備書の提出後第十四条の規定による評価書の作成までの間において、事業者が準備書についてその記載事項（第六条第一項第一号に掲げる事項を除く。）の内容を変更しようとする場合において、当該変更による変更後の事業が対象事業であるときは、その旨を知事に届け出るものとする。

2 前項の場合において、事業者は、新たに、第六条及び第八条から第十四条までの規定により、環境影響評価に関する手続を行うものとする。ただし、準備書の記載事項の内容の変更が軽微であると知事が認めたときは、この限りでない。

3 事業者は、前項ただし書の規定により同項本文の環境影響評価に関する手続を省略する場合には、変更の内容等を準備書又は評価書に記載するものとする。

4 知事は、第一項の規定による届出があったときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

(対象事業の廃止等)

第十七条 事業者は、第八条の規定による準備書の提出後第十五条に規定する評価書の縦覧期間の満了の日までの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨を知事及び関係市町村長に通知するものとする。

- 一 対象事業を実施しないこととした場合
- 二 対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合
- 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合

2 事業者は、第九条の規定による公告の日以後において前項の規定による通知をしたときは、知事及び関係市町村長の協力を得て、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 第九条第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 前項の規定による通知を行った事由及び当該事由の生じた日

3 第一項第三号の場合において、前項の規定による公告の日以前に従前の事業者が行った環境影響評価に関する手続は、新たに対象事業の実施を引き継いだ者が行ったものとみなし、従前の事業者について行われた環境影響評価に関する手続は、新たに対象事業の実施を引き継いだ者について行われたものとみなす。

第二節 対象事業の実施等

(対象事業の内容の変更等)

第十八条 事業者は、評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施しようとする場合には、当該対象事業について、新たに前節の規定（第七条の規定を除く。）により環境影響評価に関する手続を行うものとする。ただし、その変更が次の各号のいずれかに該当する変更である場合は、この限りでない。

- 一 対象事業の規模が当該対象事業を行おうとする区域内において単純に縮小されるもの
- 二 対象事業に係る環境の保全のために行われる緑地、環境施設帯、緩衝空地等の整備であるもの
- 三 対象事業の規模の拡大その他前二号に掲げる変更以外の変更で、変更後の事業の実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれのないもの

2 前条第三項の規定は、第十五条に規定する評価書の縦覧期間の満了の日の翌日以後において、事業者が対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合について準用する。

(許可等への配慮)

第十九条 知事は、対象事業の実施に係る許可、認可、承認、届出の受理その他これらに類する行為（以下「許可等」という。）を行う場合（国の機関として許可等を行う場合を除く。）には、当該対象事業に係る評価書の内容を配慮して行うものとする。

2 知事は、対象事業の実施に係る許可等を行う者が知事以外の者（知事が国の機関として許可等を行う場合にあつては、国の機関としての知事）である場合には、対象事業の実施に係る許可等を行う者に対し、評価書を送付するとともに、当該許可等を行うに当たり、当該評価書

の内容を配慮して行うよう要請するものとする。

(事業者の環境の保全への配慮)

第二十条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全について適正な配慮をして対象事業を実施するものとする。

(工事着手等の通知)

第二十一条 事業者は、対象事業の工事に着手したとき又は当該対象事業の工事が完了したときは、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(事後の確認)

第二十二条 知事は、事業者が対象事業の工事に着手した後において、必要があると認めるときは、第六条第一項第四号及び第五号に掲げる事項について、事業者又は当該対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始した後の管理者（以下この条において「管理者」という。）に対し報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。この場合において、事業者又は管理者は、当該調査に協力するものとする。

2 知事は、前項の規定による報告又は調査の結果を検討し、事業者又は管理者に対し、環境の保全のための必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。

第三節 福島県環境影響評価技術審査会

第二十三条 知事は、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議させるため、福島県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員六人以内で組織する。
- 3 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 4 前三項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第三章 雑 則

(勸 告)

第二十四条 知事は、事業者がこの要綱を遵守しないときは、必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(国の措置が適用される対象事業の特例)

第二十五条 国の行政機関の定める環境影響評価に関する措置で、この要綱に定める手続等に相当する手続等が定められているものに従って行われる環境影響評価に関する手続等は、この要綱に基づき行われたものとみなす。

(国等の特例)

第二十六条 国又は特別の法律により設立された法人で知事が別に定めるもの（以下この条において「国等」という。）が実施する対象事業（前条の規定の適用を受けるものを除く。）の環境影響評価に関する手続等の実施については、知事と当該国等が協議して定める。

(隣接県知事との協議)

第二十七条 知事は、関係地域に福島県の区域以外の地域が含まれると認めるときは、当該地域に係る環境影響評価に関する手続等について必要な調整を行うため、当該

地域を管轄する県の知事と協議するものとする。

(市町村との関係)

第二十八条 市町村の定める環境影響評価に関する措置が適用される対象事業に係る環境影響評価に関する手続等については、この要綱の規定にかかわらず、知事と当該市町村の長が協議して定めるものとする。

(適用除外)

第二十九条 この要綱の規定は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による災害復旧事業又は再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設若しくは改良に関する事業である対象事業については、適用しない。

(補 則)

第三十条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成三年七月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第七条及び第二十三条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる事業については、この要綱は適用しない。
 - 一 この要綱の施行の際対象事業に該当する事業で、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に当

該事業に係る別表第二の下欄に掲げる行為のいずれか(第五条ただし書に規定する対象事業に該当する事業にあっては、当該事業の工事の着手)が行われ、施行日以後、内容を変更せずに実施されるもの又は内容を変更して実施されるもののうちその内容の変更が軽微であると知事が認めたもの

二 この要綱の施行の際対象事業に該当しない事業で、施行日前に当該事業に係る別表第二の下欄に掲げる行為のいずれか(第五条ただし書に規定する対象事業に該当する事業にあっては、当該事業の工事の着手)が行われ、施行日以後に内容の変更により対象事業となったもののうち、その内容の変更が軽微であると知事が認めたもの

- 3 この要綱の施行の際、この要綱に定める環境影響評価に関する手続に相当する手続が行われていると知事が認めた手続は、この要綱に基づき行われたものとみなす。
- 4 知事が別に定める要件に該当する対象事業で、施行日から平成四年六月十日までの間に森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の規定による許可の申請が行われるものについては、別表第二中「第十条の二第一項の規定による許可の申請」とあるのは「第十条の二第一項の規定による許可」とする。

別表第一(第二条関係)

事業の種類	規模等の要件
ゴルフ場用地の造成	ゴルフ場の新設又は増設で、新設又は増設に係る区域の面積(当該施設に関連して建設される施設の設置の用に供する土地の面積を含む。)が五十ヘクタール以上のもの
レクリエーション施設要地の造成	スキー場、遊園地若しくは動物園の新設又は増設で、新設又は増設に係る区域の面積(当該施設に関連して建設される施設の設置の用に供する土地の面積を含む。)が五十ヘクタール以上のもの

別表第二(第五条関係)

対象事業	時期
ゴルフ場用地の造成及びレクリエーション施設用地の造成	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 ア 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請又は同法第二十七条第一項の規定による解除の申請 イ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の規定による許可の申請 ウ 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十二条第一項若しくは第三項の規定による公園事業の決定、同法第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定による許可の申請又は同法第二十条第一項の規定による届出 エ 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十九条又は附則第四項の規定による許可の申請 オ 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)第七条第一項の規定による公園事業の決定、同条例第十三条第三項の規定による許可の申請又は同条例第十五条第一項の規定による届出

福島県環境影響評価技術指針

第1章 一般的事項

第1 趣 旨

1 この技術指針は、福島県環境影響評価要綱（平成3年6月1日福島県告示第508号。以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づいて、対象事業の実施による環境への影響を明らかにするために必要な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の項目及び技術的方法を定めたものである。

- 2 この技術指針は、要綱に定める対象事業に共通するものとして定めたもので、事業者がこの技術指針に基づいて調査等を行うに当たっては、対象事業の内容及び地域の特性等を考慮して、必要な調査等の項目及び技術的方法を選定するものとする。
- 3 この技術指針は、今後の科学的知見の進展に応じて、必要な改定をも行うものとする。

第2 調査等の実施手順

調査等を行うための実施手順は、次のとおりとする。
（実施手順の概要を下図に示す）。

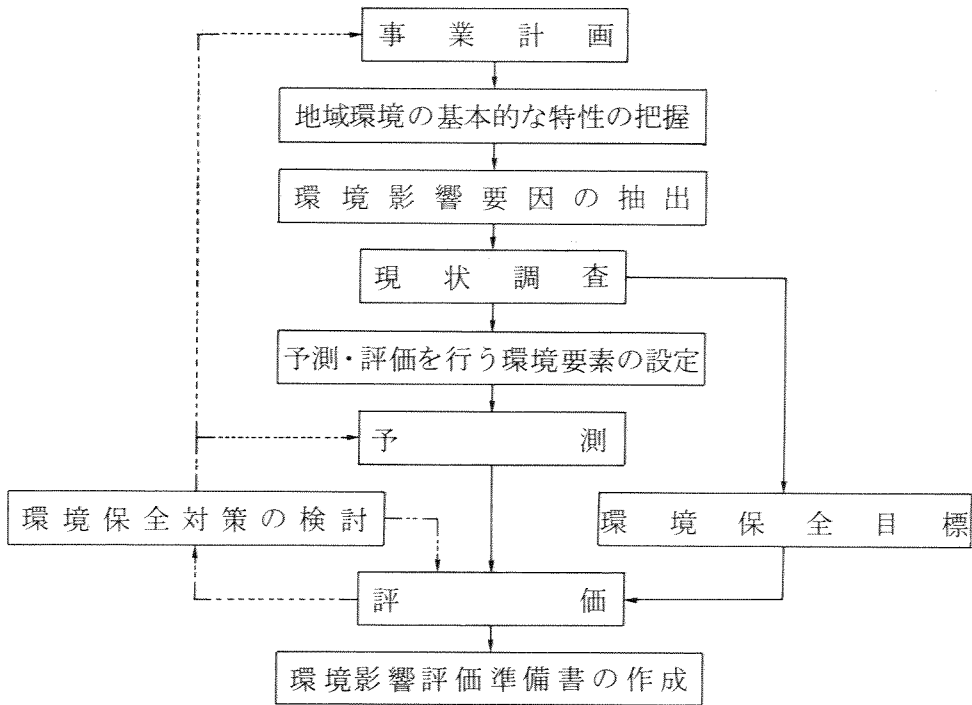


図 調査等の実施手順

1 地域環境の基本的な特性の把握

対象事業の実施が予定されている地域及びその周辺地域の環境の基本的な特性を把握するため、原則として、表1に掲げる地域環境にかかる基礎的項目について既存の資料を収集し、その結果を整理する。

表1 地域環境に係る基礎的項目

区 分	資 料 の 項 目
1 地域の自然的状況に係る項目	(1) 地形・地質の概況 (2) 河川、湖沼及び海域の概況 (3) 気象の概況 (4) 植物の概況 (5) 動物の概況 (6) 景観の概況 (7) 野外レクリエーション地の概況 (8) その他
2 地域の社会的状況に係る項目	(1) 行政区画の状況 (2) 集落の状況 (3) 人口の状況 (4) 土地利用の状況 (5) 水域利用の状況(地下水の利用を含む。) (6) 産業の状況 (7) 交通の利用状況 (8) 廃棄物の処理状況 (9) 土地利用関係法律に基づく地域・地区の指定状況及び土地利用計画 (10) 文化財、埋蔵文化財包蔵地の状況 (11) その他
3 環境関係の法律及び条例等に係る項目	(1) 環境基準の類型指定の状況 (2) 公害防止に係る規制地域の状況 (3) 公害防止計画地域の状況 (4) 自然環境の保全に係る指定の状況 (5) 自然公園の保全に係る指定の状況 (6) 文化財の保護に係る指定の状況 (7) 鳥獣の保護に係る指定の状況 (8) その他

2 対象事業の実施に係る環境影響要因の抽出

対象事業の計画の内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を環境影響要因として抽出する。

この場合、環境影響要因の抽出は、当該対象事業の実施に係る工事(以下「工事」という。)、当該工事が完了した後の土地又は工作物の存在(以下「存在」という。)

及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動(以下「活動」という。)のそれぞれの観点から行う。

また、環境影響要因を可能な限り具体的に把握し、表2に掲げる環境要素の設定が適切に行われるよう配慮する。

3 現状調査を行う環境要素の設定

地域環境の特性が及び抽出された環境影響要因に応じて、現状調査を行う環境要素を表2の中から設定する。環境要素の設定に当たっては、地域環境の特性を考慮して、環境影響要因と環境要素との関連を整理するとともに、環境要素として設定する理由又は設定しない理由を明らかにする。

表2 環境要素

区 分	環 境 要 素
1 公害の防止に係るもの	(1) 大気汚染 (2) 水質汚濁 (3) 土壌汚染 (4) 騒音 (5) 振動 (6) 地盤沈下 (7) 悪臭
2 自然環境の保全に係るもの	(1) 地形・地質 (2) 植物 (3) 動物 (4) 景観 (5) 野外レクリエーション地

4 現状調査

- (1) 現状調査は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測し、評価するために必要な情報を把握することを目的として、既存資料の収集及び必要に応じて現地調査を行い、その結果を整理、解析することにより行う。この場合、予測及び評価を行うために必要な資料又は現地調査の水準が確保されるよう配慮する。
- (2) 現状調査は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について調査すべき地域環境の特性を考慮して行う。
- (3) 環境要素ごとの調査項目、調査方法等は、第2章に定めるところによる。

5 予測及び評価を行う環境要素の設定

現状調査の結果に基づき、対象事業及び地域環境の特性に応じて予測及び評価が必要と認められる環境要素を設定する。

環境要素の設定に当たっては、予測及び評価する環境要素として設定する理由又は設定しない理由を明らかにする。

6 予測

- (1) 予測は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響の内容と程度を明らかにすることにより行う。
- (2) 予測は、地域環境の特性を考慮して行う。
- (3) 予測の対象時期は、工事、存在及び活動のそれぞれについて、環境要素ごとにその環境に及ぼす影響が最大になると予想される時期とする。
- (4) 予測は、事業者、県等が行う公害の防止及び自然環境の保全の措置又は施策を踏まえて行うことができる。この場合には、その内容を明らかにする。
- (5) 環境要素ごとの予測方法等は、第2章に定めるところによる。

7 評価

- (1) 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、第2章の環境保全目標に照らし事業者の見解を明らかにすることにより行う。
- (2) 評価に当たっては、必要に応じて、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（地域の将来の環境の状態の推定が困難な場合においては、現在の環境の状態とする。）を考慮する。
- (3) 評価は、事業者、県等が行う公害の防止及び自然環境の保全等の措置又は施策を踏まえて行うことができる。この場合には、その内容を明らかにする。
- (4) 環境要素ごとの評価方法等は、第2章に定めるところによる。

8 環境保全対策の検討

- (1) 評価の結果、必要がある場合には、環境保全のための措置について検討を行い、当該検討の結果に応じて再度予測又は評価を行う。
- (2) 環境保全のための措置の検討は、工事実施計画等の変更、公害防止施設の設置、環境保全施設（修景緑化等を含む。）の追加、自然環境の復元等について行う。この場合に、必要に応じて工事中及び活動時の環境監視方法についても検討する。

9 環境影響評価準備書の作成

要綱第6条第1項の規定に基づき環境影響評価準備書を作成する場合には、原則として次の構成とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類、目的及び内容
 - ア 事業の名称及び種類
 - イ 事業の目的（事業の必要性を含む。）
 - ウ 事業の内容
- (3) 地域環境調査結果
 - ア 地域の自然的状況
 - イ 地域の社会的状況
 - ウ 環境関係の法律及び条例等による規制等の状況

- (4) 環境影響要因の抽出及び現状調査を行う環境要素の設定

(5) 環境の現状調査結果

- ア 公害の防止に係る環境要素
- イ 自然環境の保全に係る環境要素

- (6) 予測及び評価を行う環境要素の設定

(7) 環境影響予測結果

- ア 公害の防止に係る予測結果
- イ 自然環境の保全に係る予測結果

(8) 環境影響評価結果

- ア 環境保全目標の設定
- イ 公害の防止に係る評価結果
- ウ 自然環境の保全に係る評価結果

(9) 環境保全対策の検討結果

(10) 総合評価

(11) 参考事項等

※「第2章 個別的事項」は省略する（編者・注）

福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において芝、樹木等の病虫害防除、除草等を目的として使用される農薬について、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）に基づき、安全かつ適正な使用の確保を図るため必要な事項を定め、もって県民の健康の保護に資するとともに、生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、法第1条の2第1項及び第2項に規定する農薬をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内に設置されたゴルフ場を経営している者及び今後県内にゴルフ場を開設し経営しようとする者をいう。

3 この要綱において「指針値」とは、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」（平成2年5月24日付け環水土第77号環境庁水質保全局長通達）に定められた指針値をいう。

(農薬の適正使用)

第3条 事業者は、農薬を使用するときには法第2条及び法第15条の2第1項の規定により、農林水産大臣の登録を受けた農薬のうち、「福島県芝病害虫防除基準」に基づき選択するものとする。

また、農薬の使用に当たっては、法第7条に規定する登録に係る適用病虫害の範囲、濃度、散布量、散布回数、使用上の注意事項等農薬表示事項を遵守するものとする。

2 事業者は、農薬を使用するときには毒性が低いものを選択するとともに、農薬の使用量、使用回数を必要最小限にとどめるものとする。

なお、排水口の下流に上水道の取水施設、養魚施設等がある場合は、影響を及ぼすおそれのある農薬は使用しないものとする。

(農薬の購入)

第4条 事業者は、農薬を購入するときは、法第8条の規定により届出のある農薬販売業者から購入しなければならない。

(農薬等の適正な保管・管理)

第5条 事業者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、貯蔵上の注意事項を遵守し、保管庫へ施錠するとともに、常に受け払い状況を把握する等農薬を適正に保管、管理するものとする。

2 事業者は、使い残した農薬、空容器等は他に危被害を及ぼさないように処理するものとする。

(病虫害等防除の委託)

第6条 事業者は、病虫害等防除を他の者に実施させようとするときは、法第11条の規定による届出のある防除業者に委託しなければならない。

2 病虫害防除等を委託した事業者は、受託者に本要綱を遵守させなければならない。

(危被害の防止対策)

第7条 事業者は、農薬の使用に当たり、気象、地形等環境条件を考慮の上、人畜及びゴルフ場周辺環境に危被害を及ぼさないよう以下の防止対策を講ずるものとする。

- (1) 散布は、原則としてプレー時間中には行わない。
- (2) 風が強く周囲に農薬が飛散するおそれのある場合は散布しない。
- (3) 散布直後に降雨が予想され、農薬の流出が考えられる場合は散布しない。
- (4) 農薬散布に当たっては、散布従事者に防除衣等（マスク、手袋、めがね）を着用させ農薬が直接触れないようにする。
- (5) 合成ピレスロイド系殺虫剤等の使用に当たっては、県が別に定める安全使用基準を遵守する。

2 事業者は、人畜及び周辺環境に異常が認められたときには、直ちに知事及び関係する市町村長に報告するとともに、その原因調査を実施し対策を講ずるものとする。

(水質の保全)

第8条 事業者は、農薬の使用に当たり、水質へ影響を及ぼさないよう十分な対策を講ずるものとする。

2 事業者は、常にゴルフ場からの排水の色相、臭気等に注意を払うとともに、調整池等に魚類を飼育し水質の監視を行うものとする。

3 事業者は、ゴルフ場で使用される農薬を対象として、次により排水等の水質について農薬成分の濃度の自主測定を行い、その結果を測定の日から3年間保存するものとする。

- (1) 採水を行う場所は、ゴルフ場から公共用水域へ流出する排水口とする。ただし、排水がない場合は、農薬成分の影響を受け、かつ、降雨時などに排出するおそれのある調整池等とする。
- (2) 測定時期は、農薬散布状況及び降雨状況を考慮し、排水水中の農薬の濃度が高くなると見込まれる時期に年3回以上行うものとする。
- (3) 分析する農薬成分の種類は、殺菌剤、殺虫剤及び防

草剤について採水時ごとに使用量の多いものをそれぞれ3種類以上選定するものとする。

(4) 分析は、計量法に基づく計量証明事業所又は公の機関で実施するものとする。

4 事業者は、前項の水質測定の結果、指針値の基準を超えた場合は、直ちに知事に報告し、保健所又は公害対策センター、さらに、病虫害防除所の指導を受けるとともに、農薬の種類、使用量、回数、散布時期等農薬の使用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(農薬使用管理責任者)

第9条 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び適正な保管管理のために、「福島県農薬管理指導士認定事業実施要綱」（平成元年4月17日付け元農改第191号福島県農政部長通達）に基づく研修を受講した者であって、農薬管理指導士と同等であると知事が認めたものを「農薬使用管理責任者」として設置するものとする。

2 農薬使用管理責任者は作業日誌を作成する。

(講習会等への参加)

第10条 事業者は、農薬使用管理責任者等を県及び関係団体が実施する農薬安全使用等講習会に、参加させるものとする。

(農薬の使用計画及び使用実績)

第11条 事業者は、毎年度農薬使用計画を作成するものとする。

2 事業者は、毎年度農薬使用実績を記録し、最終記入日より3年間保存する。

(報告)

第12条 事業者は、第6条により病虫害等の防除を委託したときには、様式第1号により、委託した防除業者名を知事及び主たる事務所が所在する市町村長（以下「市町村長」という。）に報告するものとする。

2 事業者は、第8条第3項の水質測定結果について、様式第2号により速やかに知事及び市町村長に報告するものとする。

3 事業者は、第9条第1項の農薬使用管理責任者を様式第3号により知事及び市町村長に報告するものとする。

4 事業者は、毎年、1月末までに様式第4号により次年度の農薬使用計画を、4月末までに様式第5号により農薬の使用実績を知事及び市町村長に報告するものとする。ただし、新たにゴルフ場を開設し、農薬を使用する場合には使用する6月前に農薬使用計画を様式第4号により知事及び市町村長に協議するものとする。

(立入検査等)

第13条 知事は、必要があると認めたときには、検査のために必要な場所に立ち入り、農薬の使用状況又は帳簿、書類、水質その他必要な事項について検査できるものとする。

2 知事は、前項の検査のほか必要があると認めたときには、事業者に対し農薬の使用等の報告を求められることができるものとする。

3 事業者は、知事が行う検査等に積極的に協力するものとする。

(指導、勧告)

第14条 知事は、農薬の安全使用について必要があると認めるときには、事業者に対し指導、勧告を行うことができるものとする。

(氏名の公表等)

第15条 知事は、事業者が第12条の報告若しくは第13条の検査等を拒んだとき、これを妨害したとき、又は前条の指導若しくは勧告に従わないときには、事業者の氏名及びその内容について公表することができるものとする。

(市町村との連携)

第16条 県と市町村は、農業の安全かつ適正な使用の推進及び本要綱の円滑な運営を行うため、情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとする。

(その他)

第17条 その他必要な事項は知事が別に定める。

附則 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則 福島県ゴルフ場農薬安全使用指導指針(平成元年2月22日付け元農改第73号)は廃止する。

〈山形県〉

山形県ゴルフ場開発指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場開発に当たっての必要な事項を定め、その手順及び指導指針を明確にすることによって、開発事業が自然環境及び生活環境の保全並びに災害等の防止に配慮して適正に施工されることを確保し、もって県土の適正な利用の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) ゴルフ場 ホールの数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で除して得た数値(以下「ホールの平均距離」という。)が100メートル以上の施設(当該施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除く。)及びホールの数が18ホール未満のものであっても、ホールの数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150メートル以上の施設をいう。
- (2) 開発事業 次に掲げる事業(国又は地方公共団体が行う事業を除く。)をいう。
 - ア ゴルフ場を開発し整備する事業
 - イ ゴルフ場とそれに関連する周辺施設を一体的に開発し整備する事業
 - ウ 既設のゴルフ場に隣接してホール数を増設する事業
- (3) 事業者 開発事業の実施主体をいう。
- (4) 工事施工者 開発事業に係る工事を事業者から直接請負い工事を行う者又は自ら工事を行う事業者をいう。

(5) 開発区域 開発事業を施工する区域をいう。

(指導方針)

第3条 開発事業に対する指導に当たっては、当該開発事業の計画が関係法令等の基準に適合し、かつ、次の各号に適合するよう指導するものとする。

- (1) 山形県国土利用計画、市町村国土利用計画、その他県及び市町村の土地利用に関する計画との整合が図られるとともに、地域振興に資するものであること。
- (2) 国又は地方公共団体が実施する公共事業の施行に支障を及ぼさないものであること。
- (3) 自然環境の保全が図られ、災害等の防止に必要な措置が講じられるものであること。
- (4) 水資源の確保その他生活環境の保全に支障を及ぼさないための措置が講じられるものであること。
- (5) 文化財の保護に必要な措置が講じられるものであること。

(指導基準)

第4条 開発事業の指導に当たっては、当該開発事業の計画が前条に定める指導方針に適合するとともに、次に定める開発区域についての基準に適合するよう指導するものとする。

- (1) 次の地域を開発区域に含めていないこと。
 - ア 自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく特別保護地区及び特別地域並びに山形県立自然公園条例(昭年33年7月県条例第29号)に基づく特別地域
 - イ 山形県自然環境保全条例(昭和48年3月県条例第21号)に基づく自然環境保全地域
 - ウ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)並びに山形県文化財保護条例(昭和33年8月県条例第27号)及び市町村の文化財保護条例に基づく史跡名勝天然記念物等の指定地区
 - エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区
 - (2) 次の地域を原則として開発区域に含めていないこと。
 - ア 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)に基づく特別保護地区
 - イ 砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地
 - ウ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域
 - エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域
 - オ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農業振興地域整備計画の農用地区域
 - カ 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林、保安施設地区、保安林予定森林及び保安施設地区予定地
 - キ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地
- 2 開発事業の計画については、前項に定めるもののほか、別に定める基準に適合するよう指導するものとする。

(事前協議)

第5条 事業者は、開発事業を行おうとする場合は、当該開発事業を行うために必要な関係法令に定める許認可等のうちいずれか早い申請又は届出に先だて、当該開発事業の計画について知事に協議するものとする。

2 前項の協議は、事前協議書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて行うものとし、当該開発区域の所在する市町村の長(以下「市町村長」という。)を経由して知事に提出するものとする。

3 市町村長は、第1項に基づく事前協議書の提出があった場合は、第8条に定める必要な調整を経て、意見を添えて知事に進達するものとする。

4 知事は第1項の規定による協議を受けたときは、内容を審査し、その結果を市町村長を経由して事業者へ回答するものとする。

ただし、この回答は関係法令等に基づく許可、認可等を保証するものではない。

(事前協議の有効期間等)

第6条 前条の規定により協議に対しての回答が行われた開発事業については、正当な理由がなく当該回答日から起算して3年を経過しても第9条に定める着工の届出を行わない場合は、協議が無かったとみなすものとする。

2 前条の規定により、協議に対する回答を受けた事業者の地位は、原則として承継を認めないものとする。

(協議内容の変更等)

第7条 事業者は、協議に対する回答を受けた開発事業が、次の各号の一に該当することとなる場合は、第5条の規定に準じて、知事に協議するものとする。

- (1) 事前協議を行った開発区域以外の地域に開発区域を変更する場合
- (2) 事前協議を行った開発区域内においてホール数を変更する場合
- (3) 自然環境等への新たな影響等が認められる場合
- (4) その他知事が必要と認める場合

(市町村長における調整)

第8条 市町村長は、第5条に基づき当該開発事業についての事前協議書を受理した場合は、当該市町村における振興計画及び土地利用計画、地権者及び地域住民の意向等を勘案し、必要に応じ事業者に対し適切な指導を行うものとする。

(届出)

第9条 事業者は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める書類を、市町村長を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 開発事業に係る工事に着手したとき 着工届(別記様式第2号)
- (2) 第12条に定めるゴルフ会員権の募集を開始しようとするとき ゴルフ会員権募集開始届(別記様式第3号)
- (3) 開発事業に係る工事を廃止しようとするとき 工事廃止届(別記様式第4号)
- (4) 開発事業に係る工事を6月以上休止しようとするとき 工事休止届(別記様式第5号)

(5) 開発事業に係る工事が完了したとき 工事完了届(別記様式第6号)

(6) 第7条の第1号及び第2号に該当しない事前協議の内容を変更しようとするとき 協議内容の軽微変更届(別記様式第7号)

2 前項の届出は、第1号及び第5号に該当する場合は当該事由が発生した日から10日以内に、第2号から第4号まで及び第6号に該当する場合は当該事由が発生する日の10日前までに行うものとする。
(開発協定等)

第10条 第5条第4項の回答を受けた事業者は、当該開発事業に係る工事に着手するまでに市町村長と当該開発事業に関する協定(以下「開発協定」という。)及び防災工事等に関する協定(以下「防災協定」という。)を締結するものとする。

2 市町村長は防災工事の確実な履行を確保するため、原則として事業者に対し工事施工者を防災協定の連帯保証人とする等必要な担保を求めるものとする。

3 市町村長は開発協定及び防災協定を締結した場合、速やかにその内容を知事に報告するものとする。
(事業者における事業計画の作成等)

第11条 事業者は第5条に基づき開発事業の計画を協議する場合、第3条に定める指導方針及び第4条に定める指導基準に適合し、確実に実施されるよう計画されたもので行うものとする。

2 事業者は開発事業の計画策定及び実施に当たっては、開発事業について関係住民の理解が得られるよう努めるものとする。

3 事業者と工事施工者は開発事業の施工に当たって、それぞれ又は共同し、自然環境及び生活環境へ及ぼす影響について配慮するとともに、誠実に工事を実施するものとする。
(ゴルフ会員権の募集時期)

第12条 事業者は、ゴルフ会員権の募集(入会金、預託金、出資金又は株式の払込その他いかなる名称をもってするを問わず、当該開発事業に係るゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用できる者を勧誘することをいう。)は、ゴルフ場の造成工事が完了した後に行うものとする。

(報告及び調査)

第13条 知事は、事業者又は工事施工者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、開発事業に関して報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 知事は、工事施工状況の把握及び報告事項の確認を行うため若しくは報告を求めたにもかかわらず報告が行われなかった事項の確認を行うため、事業者又は工事施工者の同意を得て、関係職員に事業者又は工事施工者の事務所若しくは工事の場所に立ち入り、工事に関する書類及び図書若しくは工作物その他の物件を調査させることができる。
(勧告等)

第14条 知事は必要があると認めるときは、この要綱の適正な実施を確保するため、事業者及び工事施工者に必要な助言又は勧告を行うことができる。

2 知事は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(補 則)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

(経過規定)

2 この要綱の実施日前において、開発事業に係る土地の取引について、大規模土地取引等に係る事前指導要領(昭和50年9月10日決定)第3の規定による申し出が行われているものについては、この要綱第5条第1項に基づき県に事前協議が行われたものとみなし、この要綱を適用する。

ただし、この要綱の実施日前に大規模土地取引等に係る事前指導要領(昭和50年9月10日決定)第4第2項の規定による教示を受けた開発事業については、この要綱第6条第1項中「回答日」とあるのを「この要綱の実施の日」と読み替えるものとする。

3 この要綱第12条の規定については、この要綱の実施日において既に工事着工している開発事業については適用しない。また、この要綱の実施の日において既に国土利用計画法に基づく土地取引の届出に対して勧告しない旨の通知を受けたものについては、「ゴルフ場の造成工事が完了した後」とあるのを「工事着工後」と読み替えるものとする。

山形県環境影響評価指導要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、大規模な土地の形状の変更、工作物の設置等の事業の実施前にその事業に係る環境影響評価を行うことが、公害の防止及び自然環境の保全(以下「環境の保全」という。)を図る上で極めて重要であることから、環境影響評価に関する手続その他所要の事項を定めることにより、環境影響評価が適切かつ円滑に行われ、事業の実施に際して環境の保全について適正な配慮がなされることを期し、もって県土の良好な環境及び県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 環境影響評価 開発事業等の実施が環境に及ぼす影響のうち、環境の保全に係るものについて、あらかじめ、調査、予測及び評価を行うことをいう。
- (2) 公害 公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第2条第1項に規定する公害(放射性物質による大気

汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染によるものを除く。)をいう。

(3) 対象事業 別表第1の左欄に掲げる事業で、同表右欄に掲げる要件に該当するものをいう。

(4) 事業者 対象事業を実施しようとする者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者)をいう。
(事業者の責務)

第3条 事業者は、対象事業の実施に際し、環境の保全について適切な配慮をするため、その責任と負担において、この要綱に定める手続等を誠実に履行するものとする。

(県の責務)

第4条 県は、環境の保全を図るため、この要綱に定める手続等が適正かつ円滑に行われるように努めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、この要綱に定める手続等が適正かつ円滑に行われるよう必要な協力をするものとする。

第2章 環境影響評価に関する手続等

第1節 環境影響評価の実施

(実施時期)

第6条 事業者は、別表第2の左欄に掲げる事業について同表の右欄に掲げる時期までに、次条から第15条までの規定による手続(第15条の規定による評価書の縦覧を除く。)を行うものとする。

(準備書の作成)

第7条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響(当該対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動に伴って生ずる影響を含む。以下「対象事業の実施による影響」という。)について、知事が別に定める技術指針に従って調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)を行い、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成するものとする。

- (1) 住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 対象事業の名称、種類、目的及び内容
- (3) 調査の結果の概要
- (4) 対象事業の実施による影響の内容及び程度並びに環境の保全のための措置
- (5) 対象事業の実施による影響の評価

2 1又は2以上の事業者が相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、これらの対象事業について、併せて、前項の規定による調査等を行い、準備書を作成することができる。

3 2以上の事業者が1の対象事業又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、これらの事業者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が、当該1又は2以上の対象事業について、併せて、第1項の規定による調査等を行い、準備書を作

成するものとする。

(技術指針)

第8条 前条第1項に規定する技術指針には、既に得られている科学的な知見に基づき、対象事業の実施による影響を明らかにするために必要な調査等の項目及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、前条第1項の技術指針を定め、又は改定しようとするときは、山形県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

(準備書の提出)

第9条 事業者(第7条第3項の規定により代表する者が定められたときは、当該代表する者。第12条第1項及び第2項を除き、以下第17条までにおいて同じ。)は、第7条第1項の規定により準備書を作成したときは、準備書を知事及び関係地域(対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域であって、当該地域の住民に対し準備書の内容を周知することが適当と認められる地域をいう。以下同じ。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に提出するものとする。

(準備書の公告及び縦覧)

第10条 事業者は、前条の規定により準備書を提出したときは、準備書を作成した旨及び次に掲げる事項を別に定めるところにより公告し、準備書を公告の日から1月間縦覧に供するものとする。

(1) 住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(2) 対象事業の名称及び種類

(3) 対象事業を実施しようとする区域

(4) 関係地域の範囲

(5) 縦覧の場所並びに期間及び時間

(6) 関係地域内に住所を有する者(以下「関係地域住民」という。)が、準備書について、意見書により環境の保全の見地から意見を述べるができる旨並びに意見の提出期間及び提出先

(説明会の開催等)

第11条 事業者は、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の説明会(以下「説明会」という。)を開催するものとする。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、あらかじめ開催予定の日時及び場所を定め、知事及び関係市町村長に通知するとともに、説明会を開催する旨及び次に掲げる事項を説明会の開催予定の日の1週間前までに別に定めるところにより、関係地域住民に周知するものとする。

(1) 前条第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 説明会の日時及び場所

3 事業者は、その責めに帰すことのできない理由で前項の規定により周知した説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条に規定する縦覧期間内に、準備書について、その概要を記載した書類の提供その他の方

法により関係地域住民に周知するよう努めるものとする。

(関係地域住民の意見)

第12条 関係地域住民は、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地から意見を述べるができる。

2 前項の意見は、第10条の規定による公告の日から同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対する意見書の提出により述べるものとする。

3 事業者は、前項に規定する期間を経過した後、知事及び関係市町村長に第1項の意見の概要を記載した書面を提出するものとする。この場合において、関係地域住民から意見書が提出されないときは、その旨を知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(知事の意見等)

第13条 知事は、前条第3項の規定による書面の提出又は通知を受けた日から3月以内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べようとするときは、期限を付して、準備書について関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により意見を述べようとする場合において、必要があると認めるときは、準備書について山形県環境影響評価技術審査会に環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

(評価書の作成及び提出)

第14条 事業者は、前条第1項の規定により意見が述べられた後、準備書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に提出するものとする。

(1) 第7条第1項各号に掲げる事項

(2) 関係地域住民の意見の概要

(3) 知事の意見

(4) 前2号の意見についての事業者の見解

(評価書の公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定により評価書を提出したときは、評価書を作成した旨及び第10条第1号から第5号までに掲げる事項を別に定めるところにより公告し、評価書を公告の日から1月間縦覧に供するものとする。

(準備書の変更等)

第16条 第9条の規定による準備書の提出後第14条の規定による評価書の作成までの間において、事業者が準備書についてその記載事項(第7条第1項第1号に掲げる事項を除く。)の内容を変更しようとする場合には、その旨を知事に届け出るものとする。

2 前項の場合において、事業者は、新たに第7条及び第9条から第14条までの規定により、環境影響評価に関する手続を行うものとする。ただし、準備書の記載事項の内容の変更が軽微であると知事が認めたときは、この限りでない。

3 事業者は、前項ただし書の規定により同項本文の環境

影響評価に関する手続を省略する場合には、変更の内容等を準備書又は評価書に記載するものとする。

- 4 知事は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

(対象事業の廃止等)

第17条 事業者は、第9条の規定による準備書の提出後第15条に規定する評価書の縦覧期間の満了の日までの間において次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なくその旨を知事及び関係市町村長に通知するものとする。

- (1) 対象事業を実施しないこととした場合
- (2) 対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合

- 2 事業者は、第10条の規定による公告の日以後において前項の規定による通知をしたときは、次に掲げる事項を別に定めるところにより公告するものとする。

- (1) 住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- (2) 第10条の規定による公告の日(前項の規定による通知をした日が第15条の規定による公告の日以後である場合には、当該公告の日)並びに当該対象事業の名称及び種類

- (3) 前項の規定による通知を行った事由及び当該事由の生じた日

- 3 第1項第3号の場合において、前項の規定による公告の日以前に従前の事業者が行った環境影響評価に関する手続は、新たに対象事業の実施を引き継いだ者が行ったものとみなし、従前の事業者について行われた環境影響評価に関する手続は、新たに対象事業の実施を引き継いだ者について行われたものとみなす。

第2節 対象事業の実施等

(対象事業の内容の変更等)

第18条 事業者が、評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施しようとする場合には、当該変更後の対象事業について、前節の規定による手続を行うものとする。ただし、その変更が次に掲げる変更である場合は、この限りでない。

- (1) 対象事業の規模が当該対象事業を行おうとする区域内において単純に縮小されるもの
- (2) 対象事業に係る環境の保全のために行われる緑地、環境施設帯、緩衝空地等の整備であるもの
- (3) その他前2号に掲げる変更以外の変更で、変更後の事業の実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれのないもの

- 2 前条第3項の規定は、第15条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日以後において、事業者が対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合について準用する。

(行政への反映)

第19条 知事は、対象事業の実施に係る許可、認可、承認、免許、届出の受理、決定その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を行う場合(国の機関として

許認可等を行う場合を除く。)には、許認可等に係る法令等の規定に反しない限りにおいて、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

- 2 知事は、対象事業の実施に係る許認可等を行う者が知事以外の者(知事が国の機関として許認可等を行う場合にあっては、知事)である場合には、当該許認可等を行う者に評価書を送付するとともに、許認可等に際し、当該許認可等に係る法令等の規定に反しない限りにおいて、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。(事業者の環境の保全への配慮)

第20条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するものとする。

(事業の着手及び完了の届出)

第21条 事業者は、対象事業の工事に着手したとき又は当該対象事業の工事を完了したときは、遅滞なくその旨を知事及び関係市町村長に届け出るものとする。

(事後の確認)

第22条 知事は、事業者が対象事業の工事に着手した後において、必要があると認めるときは、第7条第1項第4号及び第5号に掲げる事項について、事業者又は当該対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始した後の管理者に対し報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

第3節 山形県環境影響評価技術審査会

(措置)

第23条 知事は、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議させるため、山形県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、委員10人以内で組織する。
- 3 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 雑 則

(資料の提供)

第24条 知事及び関係市町村長は、事業者から準備書又は評価書の作成のための資料の提供を求められたときは、これらの作成に必要なと認める範囲内において、既に得ている資料の提供に努めるものとする。

(公告及び縦覧の協力)

第25条 事業者は、第10条、第15条又は第17条第2項の規定による公告又は縦覧を行うに際し、知事及び関係市町村長の協力を求めることができる。

(勸告)

第26条 知事は、事業者がこの要綱を遵守しないときは、必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(国の措置が適用される対象事業の特例)

第27条 国の行政機関の定める環境影響評価に関する措置

でこの要綱に定める手続等に相当する手続等が定められているものに従って行われる環境影響評価に関する手続等は、この要綱に基づき行われたものとみなす。

(国等の特例)

第28条 国又は国が出資し特別の法律により設立された法人（以下この条において「国等」という。）が実施する対象事業（前条の規定の適用を受けるものを除く。）の環境影響評価に関する手続等の実施については、知事と当該国等が協議して定める。

(都市計画に係る対象事業の特例)

第29条 対象事業又は対象事業に係る施設が都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づいて市街地開発事業又は都市施設として都市計画に定められる場合においては、当該都市計画を定める者（次項において「都市計画決定権者」という。）が、当該都市計画を定める際に環境影響評価に関する手続を行うものとする。

2 都市計画決定権者が前項の手続等を行う場合においては、「都市計画における環境影響評価の実施について」（昭和60年6月6日付け都計発第34号建設省都市局長通達）に基づいて行うものとする。

(市町村との関係)

第30条 市町村が定める環境影響評価に関する措置が適用される対象事業に係る環境影響評価に関する手続等については、この要綱の規定にかかわらず、知事と当該市町

村長が協議して定めるものとする。

(適用除外)

第31条 この要綱の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧事業又は再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設若しくは改良に関する事業である対象事業については、適用しない。

(補則)

第32条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成4年4月1日から実施する。ただし、第8条及び第23条の規定は、平成3年12月18日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、既に対象事業に係る許認可等のうちいずれか早い申請を行っている場合には、この要綱の規定は適用しない。

3 平成3年12月18日前において、既に対象事業に係る環境影響評価を実施しており、環境の保全上重大な支障がないと知事が特に認めた対象事業については、この要綱の規定は適用しない。

別表第1 (第2条第3号関係)

対象事業の種類	要	件
レクリエーション施設の建設	1 ゴルフ場又はスキー場の新設又は増設で、新設又は増設に係る区域の面積（当該施設に関連して建設される施設等の設置の用に供する土地の面積を含む。）が50ヘクタール以上のもの 2 運動・レジャー施設（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条第2項第1号に規定する工作物をいい、ゴルフ場及びスキー場を除く。）の新設又は増設で、新設又は増設に係る区域の面積（当該施設に関連して建設される施設等の設置の用に供する土地の面積を含む。）が50ヘクタール以上のもの 3 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号又は山形県立自然公園条例（昭和33年山形県条例第29号）第2条第3号に規定する公園事業として行われる施設（主として運動、レジャー又はレクリエーションの用に供することを目的としたものをいい、スキー場を除く。）の新設又は増設で、新設又は増設に係る区域の面積（当該施設に関連して建設される施設等の設置の用に供する土地の面積を含む。）が50ヘクタール以上のもの	

別表第2 (第6条関係)

対象事業の種類	実 施 時 期
レクリエーション施設 の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前
	1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び附則第4項の規定による許可の申請のとき
	2 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項、第5条第1項又は第73条第1項の規定による許可の申請のとき
	3 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の申請又は同法第27条第1項の規程による保安林の解除の申請のとき
	4 自然公園法（昭和32年法律第161号）第15条第2項の規定による承認の申請、同法同条第3項の規定による認可の申請、同法第17条第3項、第18条第3項若しくは第18条の2第3項の規定による許可の申請又は同法第20条第1項の規定による届出のとき
	5 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第17条第1項、第25条第4項若しくは第27条第3項の規定による許可の申請、同法第21条第1項の規定による協議又は同法第28条第1項の規定による届出のとき
	6 山形県立自然公園条例（昭和33年山形県条例第29号）第9条第2項の規定による承認の申請、同条例同条第3項の規定による認可の申請、同条例第11条第3項の規定による許可の申請又は同条例第13条第1項の規定による届出のとき
	7 山形県自然環境保全条例（昭和48年山形県条例第21号）第10条第4項の規定による許可の申請若しくは協議、同条例第12条第1項若しくは第15条第1項の規定による届出又は同条例第12条第4項若しくは第15条第2項の規定による通知のとき

備考 この表の右欄の各号に掲げる行為を要しない対象事業に係る環境影響評価に関する手続は、当該対象事業の工事の着手の前までに行うものとする。

山形県環境影響評価指導要綱実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山形県環境影響評価指導要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用 語)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例によるものとする。

(準備書の作成)

第3条 要綱第7条の規定による準備書は、日本工業規格B列5版横書き左とじにより作成するものとする。

(関係地域)

第4条 要綱第9条の規定により事業者が関係地域を定めようとするときは、別記第1号様式により知事と協議するものとする。

2 関係地域は、住居表示による町、丁目、字等の区画等を用いて定めることができるものとする。

(準備書の提出)

第5条 要綱第9条の規定による準備書の提出は、別記第2号様式により行うものとする。

2 前項の場合における準備書の提出部数は、知事に30部、関係市町村長ごとに5部とする。ただし、知事又は関係市町村長が必要とするときは、提出部数を変更することができる。

(準備書の公告及び縦覧)

第6条 要綱第10条の規定による公告は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 関係市町村の広報紙への掲載

(2) 日刊新聞又は折込公告への掲載

(3) 関係地域住民への印刷物の配布

(4) 関係市町村等公共機関における掲示板（関係地域住民に周知を図ることが可能なものに限る。）への掲示

2 事業者は、前項の公告を行ったときは、遅滞なく別記第3号様式により知事及び関係市町村長に報告するものとする。

3 要綱第10条の規定による縦覧は、関係地域住民の利便等を勘案して、関係地域内の事業者の事務所その他適切な場所で行うとともに、知事及び関係市町村長の協力を得て、県及び関係市町村の庁舎等公共機関の施設において行うものとする。

4 前項の縦覧に当たっては、事業者は、準備書の内容を平易に記載した書類を併せて縦覧に供するとともに、縦

- 覧簿を備え付け、縦覧簿には、縦覧者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）並びに縦覧年月日を記載するものとする。
（説明会の開催等）
- 第7条 事業者は、要綱第11条第1項の規定による説明会の開催に当たっては、関係地域の規模及び関係地域住民の利便等を勘案してその日時及び場所を定めるものとし、必要に応じて、関係地域をいくつかの区域に区分して当該区域ごとに説明会を開催するものとする。
- 2 事業者は、前項の説明会を開催するに当たっては、出席者に対し、準備書の内容を平易に記載した書類を配布するように努めるものとする。
- 3 要綱第11条第2項の規定による知事及び関係市町村長への通知は、別記第4号様式により行うものとする。
- 4 第6条第1項の規定は、要綱第11条第2項の規定による関係地域住民への周知について準用する。
- 5 事業者は、説明会を開催したときは、遅滞なく別記第5号様式により知事及び関係市町村長に報告するものとする。
- 6 要綱第11条第3項に規定する事業者の責めに帰することができない理由とは、次に掲げるものをいう。
(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態による場合
(2) 説明会の開催又は続行が平穩に行い得ない場合
(3) その他前2号の場合に準ずる場合
- 7 要綱第11条第3項に規定する関係地域住民への周知の方法は、次のいずれかによるものとする。
(1) 準備書の概要を記載した書類の関係地域住民への配布又は回覧
(2) 準備書の要旨の日刊新聞への掲載
(3) その他関係地域住民に周知する適切な方法
- 8 事業者は、前項の周知を行ったときは、遅滞なく別記第6号様式により知事及び関係市町村長に報告するものとする。
（関係地域住民の意見書の提出）
- 第8条 要綱第12条第2項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
(1) 住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
(2) 対象事業の名称
(3) 環境の保全の見地からの意見
- 2 事業者は、関係地域住民の利便等を勘案して、関係地域内の事業者の事務所その他適切な場所に意見書の提出先を設けるものとする。
（意見書の概要の提出）
- 第9条 要綱第12条第3項の意見の概要を記載した書面の提出は、別記第7号様式によるものとする。
（評価書の作成）
- 第10条 第3条の規定は、要綱第14条の規定による評価書の作成について準用する。
（評価書の提出）
- 第11条 要綱第14条の規定による評価書の提出は、別記第8号様式により行うものとする。

- 2 第5条第2項の規定は、要綱第14条の規定による評価書の提出部数について準用する。
（評価書の公告及び縦覧）
- 第12条 第6条の規定は、要綱第15条の規定による評価書の公告及び縦覧について準用する。
（準備書の変更等）
- 第13条 要綱第16条第1項の規定による届出は、別記第9号様式により行うものとする。
- 2 要綱第16条第2項の規定により準備書又は評価書に記載する事項は、次のとおりとする。
(1) 内容の変更を行った年月日
(2) 準備書の記載事項の変更の内容及びその理由
（対象事業の廃止等）
- 第14条 要綱第17条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。
(1) 対象事業を実施しないこととした場合
別記第10号様式
(2) 対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合
別記第11号様式
(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合
別記第12号様式
- 2 第6条第1項の規定は、要綱第17条第2項の規定による対象事業の廃止等の公告について準用する。
（対象事業の内容の変更等）
- 第15条 要綱第18条の規定による評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施しようとする場合には、環境影響評価に関する手続の実施について、あらかじめ別記第13号様式により知事に協議するものとする。
- 2 要綱第18条第2項の規定による対象事業の実施を引き継いだ者は、遅滞なく別記第14号様式により知事及び関係市町村長に通知するものとする。
（事業の着手及び完了の届出）
- 第16条 要綱第21条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。
(1) 対象事業に着手したとき 別記第15号様式
(2) 対象事業を完了したとき 別記第16号様式

附 則

この要領は、平成4年4月1日から実施する。

山形県環境影響評価技術指針

第1章 一般的事項

第1 趣 旨

この技術指針は、山形県環境影響評価指導要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするため、必要な調査、予測及び評価（以下「調査等」とい

う。)の項目及び技術的方法を定めたものである。

また、この技術指針は、要綱に定める対象事業に共通するものとして定めたものであり、事業者がこの技術指針に基づき調査等を行うに当たっては、対象事業及び地域の特性等を考慮して、必要な調査等の項目及び技術的方法を選定するものとする。

なお、この技術指針は、今後の事例の積み重ね及び科学的知見の進展に応じて適切な判断を加え、必要な改定を行うものとする。

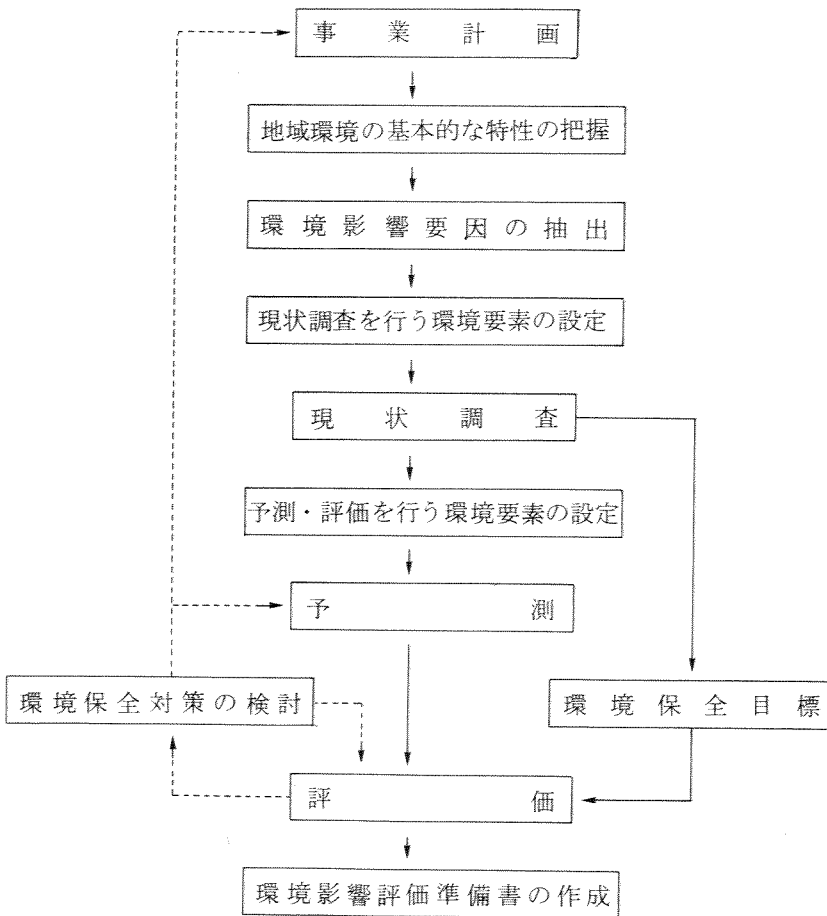
第2 調査等の実施手順

調査等の作業は、調査等を行う時点における対象事業の事業計画等に応じ、以下の手順に従って実施する。

(図-1 参照)

- ① 地域環境の基本的な特性の把握
- ② 環境に影響を及ぼすおそれのある要因(以下「環境影響要因」という。)の抽出
- ③ 現状調査を行う環境要素の設定
- ④ 現状調査
- ⑤ 予測及び評価を行う環境要素の設定
- ⑥ 予測
- ⑦ 評価
- ⑧ 環境保全対策の検討
- ⑨ 環境影響評価準備書の作成

図-1 調査等の実施手順



1 地域環境の基本的な特性の把握

対象事業の実施が予定されている地域及びその周辺地域の環境の基本的な特性を把握するため、原則として、

表-1に掲げる地域環境に係る基礎的項目について、既存の資料を収集し、その結果を整理する。

表－1 地域環境に係る基礎的項目

区 分	資 料 項 目	内 容
地域 の自然 的状況 に係る 項目	①気象 ②河川、湖沼、海域 ③地形・地質 ④動物、植物 ⑤国土保全 ⑥その他	・風向、風速、気温、降水量等の概況 ・地理的分布、流域区分、水象等の概況 ・地形、地質、地下水等の概況 ・動植物相等の概況 ・既往災害、既往防災施設、溪流荒廃、地滑り、山腹崩壊、雪崩発生危険地等の概況 ・地域景観、景勝地、野外レクリエーション地の分布等の概況
地域 の社会 的状況 に係る 項目	①行政区画 ②集落 ③人口 ④土地利用 ⑤水域利用 ⑥地下水利用 ⑦産業 ⑧交通 ⑨文化財等 ⑩その他	・市町村境界等 ・集落の分布、戸数等の状況 ・人口分布、人口動態、人口密度等の状況 ・土地利用の現況と計画 ・水面利用、水利用、漁業権等の設定状況 ・利用概況、飲用井戸等の分布状況 ・農林水産業、鉱工業等の状況 ・道路交通、鉄道、空港等の状況 ・史跡、名勝、天然記念物等の指定状況及び周知遺跡の分布状況 ・下水道計画、廃棄物処理計画、廃棄物処理施設整備計画、水道事業計画等
環境 関係の 法律等 に係る 項目	①地域指定等 ②公害発生 の状況 ③その他	・環境基準の類型指定の状況 ・公害防止に係る規制地域の状況 ・自然環境の保全に係る指定の状況 ・自然公園の保全に係る指定の状況 ・文化財の保護に係る指定の状況 ・鳥獣の保護に係る指定の状況 ・公害の現状、苦情件数の推移等

2 環境影響要因の抽出

対象事業の計画の内容及びに基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を環境影響要因として抽出する。

この場合、環境影響要因の抽出は、当該対象事業の実施に係る工事（以下「工事」という。）、当該工事が完了した後の土地又は工作物の存在（以下「存在」という。）及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「活動」という。）のそれぞれの観点から行う。

また、環境影響要因を可能な限り具体的に把握し、表－2に掲げる環境要素の設定が適切に行われるよう配慮する。

3 現状調査を行う環境要素の設定

地域環境の特性及び抽出された環境影響要因に応じて、現状調査を行う環境要素を表－2の中から設定する。

環境要素の設定に当たっては、地域環境の特性を考慮して環境影響要因と環境要素との関連を別表に基づいて整理するとともに、環境要素として設定する理由又は設

定しない理由を明らかにする。

表－2 環境要素

区 分	環 境 要 素
(1) 公害の防止に係るもの	① 大気汚染 ② 水質汚濁 ③ 土壌汚染 ④ 騒音 ⑤ 振動 ⑥ 地盤沈下 ⑦ 悪臭
(2) 自然環境の保全に係るもの	① 気象 ② 地形・地質 ③ 植物 ④ 動物 ⑤ 景観 ⑥ 国土保全 ⑦ 野外レクリエーション地

4 現状調査

- (1) 現状調査は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測し、評価するために必要な情報を把握することを目的として、既存の資料の収集及び必要に応じ現地調査を行い、その結果を整理し、解析することにより行う。

この場合、予測及び評価を行う項目については、そのための必要な水準が確保されるよう配慮する。

- (2) 現状調査は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査すべき地域環境の特性を考慮して行う。
 (3) 環境要素ごとの調査項目、調査方法等は、第2章に定めるところによる。

5 予測及び評価を行う環境要素の設定

現状調査の結果に基づき、対象事業及び地域環境の特性に応じて、予測及び評価が必要と認められる環境要素を設定する。

なお、環境要素の設定に当たっては、予測及び評価する環境要素として設定する理由又は設定しない理由を明らかにする。

6 予測

- (1) 予測は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響の内容及び程度を明らかにすることにより行う。
 (2) 予測は、地域環境の特性を考慮して行う。
 (3) 予測の対象時期は、工事、存在及び活動のそれぞれについて、予測項目ごとに、その環境に及ぼす影響が最大になると予想される時期とする。
 (4) 予測は、事業者又は県等が行う環境の保全のための措置又は施策を踏まえて行うことができる。この場合には、その内容を明らかにしておく。
 (5) 環境要素ごとの予測方法等は、第2章に定めるところによる。

7 評価

- (1) 評価は、調査及び予測並びに環境の保全のための措置の検討結果等を踏まえ、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境保全目標に照らし事業者の見解を明らかにすることにより行う。
 (2) 評価に当たっては、必要に応じ、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（地域の将来の環境の状態の推定が困難な場合においては、現在の環境の状態とする。）を考慮する。
 (3) 評価は、県等が行う環境の保全等のための施策を踏まえて行うことができる。この場合には、その内容を明らかにしておく。
 (4) 環境要素ごとの評価方法等は、第2章に定めるところによる。

8 環境保全対策の検討

- (1) 評価の結果必要がある場合には、環境保全対策（工事の実施計画等の変更、公害防止施設の設置、自然

環境の復元、修景緑化等の対策を含む。）について検討を行い、その結果に応じて再度予測又は評価を行う。

- (2) 評価の結果、必要に応じ工事中及び活動時の環境監視方法についても検討する。

9 環境影響評価準備書の作成

調査等の完了後、要綱第7条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書を作成する場合は、原則として次の構成とする。

- (1) 事業者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 (2) 対象事業の名称、種類、目的及び内容
 ① 事業の名称及び種類
 ② 事業の目的（事業の必要性を含む。）
 ③ 事業の内容
 ④ 事業の効果
 (3) 地域環境調査結果
 ① 地域の自然的状況
 ② 地域の社会的状況
 ③ 環境関係の法律等による規制等の状況
 (4) 環境影響要因の抽出及び現状調査を行う環境要素の設定
 ① 環境影響要因の抽出
 ② 現状調査を行う環境要素の設定（設定する理由及び設定しない理由を含む。）
 (5) 現状調査の結果
 ① 調査項目（選定理由及び非選定理由を含む。）
 ② 調査結果の内容
 (6) 予測及び評価を行う環境要素の設定（設定する理由及び設定しない理由を含む。）
 (7) 予測及び評価の結果
 ① 予測及び評価項目（選定理由及び非選定理由を含む。）
 ② 環境保全目標
 ③ 対象事業の実施による影響の内容及び程度の予測
 ④ 対象事業の実施による影響の評価
 (8) 環境保全対策の検討結果
 ① 環境保全対策（事業計画に掲げられている対策及び予測の際考慮された措置の再掲を含む。）
 ② 環境監視計画
 (9) 総合評価
 (10) その他
 ① 参考事項として、市町村の土地利用計画、廃棄物処理計画、水道事業計画等と事業計画との整合性
 ② その他必要な事項

10 準備書作成上の留意事項

- (1) 事業の内容は、表一3を参考に記載することとし、環境に及ぼす影響の内容及びその程度が明らかとなるよう必要な水準を確保すること。
 (2) 調査等に当たって既存資料を用いるときは、可能な

- 限り最新の資料を用い、記述を補足するため図表等を活用する場合は、理解しやすく表現すること。
- (3) 調査等に使用した資料、文献等の出典及び現地調査を行った場合の調査者、調査日時、気象状況等を明示することと、活用した図表等には、調査年、調査期間、出典等を明記すること。
- (4) 記述は、極力簡潔かつ平易な文書表現を用いるもの

- とし、できる限り視覚的な表現方法を用いて理解しやすい内容とすること。また、専門用語等には、必要に応じ解説を行うこと。
- (5) 調査等の結果により得られたデータ等で準備書に掲載すべきものは、必要に応じ巻末資料又は別冊の資料編として添付すること。
- ※「第2章 個別的事項」は省略する(編者・注)

表一 3 事業内容の記載事項

項 目	内 容
①事業予定地	・位置
②計画面積	・全体面積、現況地目別面積
③土地利用計画	・施設用途別面積等
④計画人口	・利用者数、従業員数等
⑤事業予定	・工事着手予定年月日、使用開始予定年月日
⑥造成計画	・伐採面積、切盛土面積、土量、切盛土施工計画等
⑦施設計画	・建築物、電力供給施設、その他の工作物等の位置、規格等
⑧緑化計画	・緑化方法、緑地面積等
⑨道路計画	・工事用道路、アクセス道路、駐車場等の位置、構造等
⑩雨水排水計画	・集水区域、計画排水量、排水施設の種類の、放流河川等
⑪防災施設計画	・山腹崩壊、流出土砂、洪水、雪崩発生防止施設等の設置計画等
⑫給水計画	・水源別取水量、用途別計画給水量等
⑬燃料等使用計画	・使用燃料等の種類・使用量、燃料等の消費施設の種類の・規模等
⑭汚水排水計画	・計画汚水量、排水施設の種類の、処理方法、排水水質、排水量、放流河川等
⑮廃棄物処理計画	・種類別計画処理量、処理方法、処理施設の種類の等
⑯工事計画	・工事工法、使用機材・資材、工事工程表等
⑰自然環境管理計画	・事故防止、適正利用、自動車の管理・規制、騒音防止、農薬の適正使用対策等

山形県ゴルフ場農薬安全使用に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において芝、樹木等の病虫害、雑草防除を目的として使用される農薬の適正かつ安全な使用並びに管理を確保し、もって農薬による危被害を防止するとともに、自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「農薬」とは農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第1条の2第1項に規定する農薬をいう。

2 この要綱において、「事業者」とは県内に開設されたゴルフ場を経営している者をいう。

(使用農薬)

第3条 事業者は、ゴルフ場において芝、樹木等の病虫害雑草防除に農薬を使用するにあたり、法第2条及び法第15条の2第1項の規定により、農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用するものとする。

(農薬表示事項の遵守)

第4条 事業者は、農薬を使用するにあたり、法第7条に規定する登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法、使用上の注意事項等農薬表示事項を遵守するものとする。

(農薬の購入)

第5条 事業者は、農薬を購入するにあたり、法第8条第1項の規定による届け出を行っている販売業者から購入するものとする。

(農薬の適正な保管)

第6条 事業者は、農薬の保管にあたり、施錠できる保管庫等を設け、盗難、紛失、飛散、流出等を防止するものとする。

(農薬管理責任者の設定)

第7条 事業者は、農薬の適正かつ安全な使用並びに適切な保管管理のため、「農薬管理責任者」を置くものとする。

2 事業者は、前項の規定により農薬管理責任者を選任し、又は変更したときは農薬管理責任者選任(変更)報告書(別記様式第1号)により市町村長を経由して知事に報告するものとする。

(農薬の適正使用)

第8条 事業者は、農薬散布にあたり、気象及び地形等環境条件を考慮し、事故の防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

(水質の監視及び測定)

第9条 事業者は、調整池等に魚類を飼育することにより、水質を常時監視するものとする。

2 事業者は、年2回以上、終末排水口において排出水の測定を行い、その結果を3年間保存しておくものとする。測定する成分は、使用量の多い農薬について、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤ごとに、主要成分を2種類以上とする。

3 事業者は、知事から頻度、時期、成分等測定上のことに関して指導があった場合は、これに従うものとする。

4 事業者は、知事から測定結果について資料の提供を求められた場合は、これに応じるものとする。

(防除の委託)

第10条 事業者は、病害虫又は雑草の防除等を委託するときは、法第11条の規定による届け出を行った防除業者に委託するものとする。

(農薬使用状況等の記録)

第11条 事業者は、農薬の使用について農薬の記録簿(様式第2号)により記録し、これを3年間保存するものとする。

(農薬使用計画及び使用実績の報告)

第12条 事業者は、毎年1月末日までに、当該年の農薬使用計画及び前年の農薬使用実績について、農薬使用計画・実績報告書(様式第3号)により市町村長を経由して知事に報告するものとする。

(研修会等への参加)

第13条 事業者は、県等が実施する農薬安全使用研修会等に農薬管理責任者等に参加させるものとする。

(立ち入り調査への協力)

第14条 事業者は、知事が病害虫の発生、農薬の使用状況等に関し、立ち入り調査を行う場合は積極的に協力するものとする。

(指導援助)

第15条 知事は、事業者が使用する農薬に関し、その安全かつ適正な使用確保に必要な情報の提供と指導援助に努めるものとする。

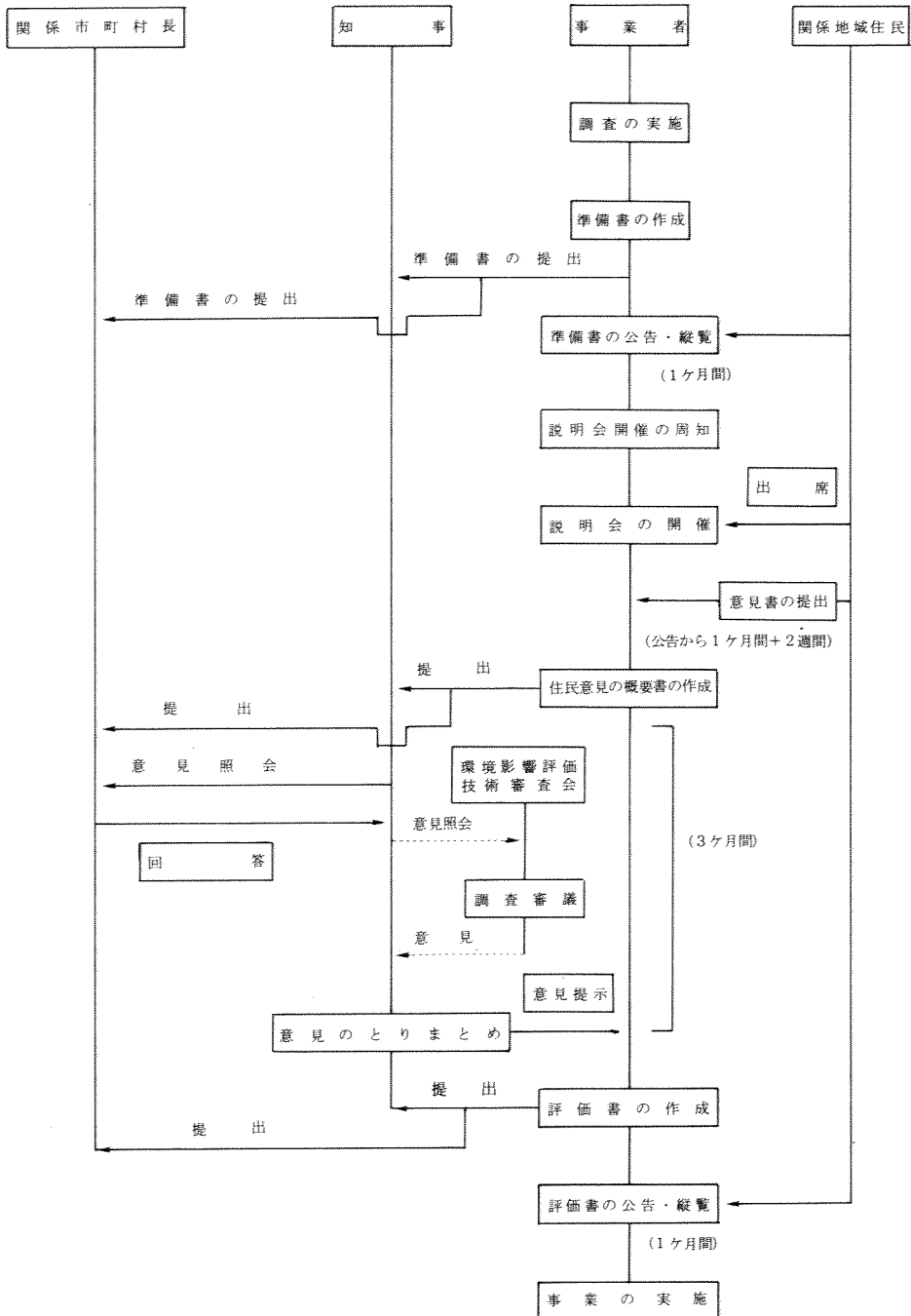
(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成2年5月15日から施行する。

環境アセスメント手続きのフローチャート



〈山形県〉

ゴルフ場開発指導要綱に基づく事務手続きの流れ

